

島根県議会において平成25年6月26日付で決議された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める意見書”（文中では「当該意見書」と記します）の撤回決議を求める請願

去る令和二年三月二十六日、小沢秀多議員がご逝去されました。いまだに信じられない思いであります。

ここに小沢議員の私心なき議員生活に改めて敬意を表するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

当該意見書が決議された当時の小沢議員の様子を産経新聞の記事から振り返ってみます。

【採決の際に退席した自民党県議、小沢秀多は、「われわれ自民党はいわれのない批判に対し敢然と立ち向かい、日本人は強制連行をやっていないと言わなければならないのに、危機感がなさすぎる」と、身内の対応に憤りを隠せない。当初、小沢は本会議で反対討論をしようとしたが、自民会派の幹部から止められた。

「異議を唱えるなら、ペナルティーを科さねばならない」

小沢は幹部の冷たい言葉を次期県議選で公認しないという脅しと受け取った。

心配した支援者らから説得を受け、小沢は反対討論を断念した。議場退席はせめてもの抵抗だった。】

今あらためて確信を持てることは、この小沢議員の行動は正しかったことです。

その後は、当該意見書撤回請願に対して明確に賛意を表することはできなかったものの、状況の変化によって、昨年からは県議会自民党の方々にご理解をいただき、小沢議員には当該意見書撤回を求める請願書の紹介議員になっていただけるようになりました。総務委員会においても説得力のある真剣な討論をしていただきました。

そのことによって、以前は請願書で訴えても議論にもなっていなかったものが、小沢議員のお力によって、ようやく意見書の是非が議論として成立していく論点を導きだすことができました。

二月議会の本会議では、総務委員会決議に反対する討論で成相議員にこの論点の大筋を述べていただきました。

本請願書では当該意見書についての見識の違いが明確なこの論点を、あらためて提起させていただきます。

その論点は

「当該意見書はアメリカ下院決議（性奴隷）を認める内容となっているのです」という我々の主張に対して、

「アメリカ下院決議の事実を客観的に触れているだけで、そうですねとも違いますとも言っていない。

当該意見書を捻じ曲げて、アメリカ下院決議を認める内容になっているというような言い方を一方的にされている」とのご主張です。

反論の前提として「性奴隷」「性奴隷制」という言葉がどのようなかたちで生じてきたのかを確認します。

1992年2月17日、国連の人権委員会で戸塚悦朗弁護士は慰安婦問題を人道の罪と位置づけ国連の介入を求める発言をしたのでした。

折から旧ユーゴスラビアの内戦に際し「民族浄化」を名目とする計画的な集団レイプが発生した問題が国際社会の注目を集め、戦犯法廷の開催を求める機運が高まっていました。慰安婦問題は、この集団レイプと抱き合わせの形で、国連人権委員会に集まる多くのNGOに取り上げられ「国連における審議は、異例とも言える速さで進行（戸塚）」したのです。審議は現代奴隷制作業部会、差別防止少数者保護小委員会などの下部機構を経て国連人権小委員会を経ていきます。

94年3月国連経済社会理事会に属する人権委員会はクマラスワミ女史を「女性に対する暴力に関する特別報告者」に任命。94年にその予備報告書が提出され、95年3月採択。96年2月5日人権委員会へ提出公表されました。日本の従軍慰安婦問題を扱った本報告書の付属文書1が「クマラスワミ報告書」です。

この表題を正確に言えば「戦時の軍事的性的奴隷制問題に関する報告書」（日弁連の訳）です。

実質的には第二次世界大戦期に日本の植民地だった朝鮮半島出身の朝鮮人慰安婦だけが、対象とされているものです。これは非常に重要な点です。

性奴隷という言葉は戸塚氏の造語であり戸塚氏が国連に持ち込んだという事実は氏の回顧談から明らかです。

「性奴隷制」はその国連において、問題になっていたユーゴスラビアの大規模かつ集団的なレイプ事件、民族浄化ともいわれる集団虐殺などの事件とタイミングを合わせたような時期に、戸塚氏によって提起されたことから、同列に置かれ、そのような不当なレッテルを貼られてしまったのです。

事実、日本政府は次のように抗議しています。

「論議はユーゴスラビアなど現在の人権侵害に限定せよ」「東京地裁の判決を待ちたい」「日韓条約で解決済み」「国連創立前の事件を取り上げる権限はないはず」といったものでした。

しかし守勢一方のそういった論法では功を奏することはありませんでした。

実は国連の人権関連の委員会などは、国連本体とは違って法的拘束力はありません。それでも一応は国連となっていますから、国際社会や多くの日本人を誘導するにあたっては非常に都合が良いのです。国連の人権関連の委員会を舞台に、そこから発せられる勧告や意見書を活用しているのです。「クマラスワミ報告書」もそういったものです。

国連において、問題となったユーゴスラビア紛争とはどういったものだったのか。旧ユーゴスラビアのそれぞれの国に横たわる歴史、民族の相関関係、時代背景や国際情勢のどれひ

とつを見ても、いわゆる「従軍慰安婦問題」と決して同列に置くべきものではありません。旧ユーゴスラビアの実態を見る目を曇らせることになってしまうことは国際平和のため、紛争当事国の方々のためにもあってはならないことです。(添付資料3)

また、いわゆる「従軍慰安婦問題」において国連での我が国に対する不当な扱いに正当性を与えてしまうことになり、ひいては将来にわたって我が国の子々孫々に禍根を残してしまうものです。

これらのことを前提に、あらためて反論させていただきます。

「当該意見書はアメリカ下院決議（性奴隷）を認める内容となっているのです」

当該意見書の不当性は突き詰めればこの一点であるとも言えます。その理由を以下に列挙します。

第一に当該意見書の最後に記された2点の要望が何を要望しているのか、具体的にはにわかには理解しかねるものの説得力を持つのは、その「要望」の「要因」としてアメリカ下院決議を引用しているからです。

当該意見書の「文意」はこの文脈に込められているのです。当該意見書の文脈の「要因」に当たる個所の

「アメリカ下院決議」を追認しているからこそ、はじめてこの要求が存在するのです。

第二に前回の請願書には、カリフォルニアの「日本人の子どもを守る母の会」の手紙を閲覧できるURLを添付させていただきました。そこには以下のような記述があります。

『私達がお伝えしたいのは、在米日本人にとって最も迷惑であったのが、慰安婦像設置推進派であるグレンデール市のキンテロ議員に「日本の多くの地方議会も慰安婦決議案を採択している」と、慰安婦像設置を合理化する理由のひとつとして慰安婦問題についての島根県をも含めた日本の地方自治体の意見書を持ち出されたことです』

当該意見書を捻じ曲げることなく、先入観も持たずに読んでみれば、誰しもの母親たちの主張に頷かれるでしょう。グレンデール市のキンテロ議員も同様の理解をしていたであろうことは言うまでもありません。

その結果「アメリカ下院決議」を追認していると受け止められ、慰安婦像の建立となってしまったのです。

第三は添付資料1をご覧ください。島根県議会の会議録から検索しました。

平成25年6月定例会〔請願審査結果表〕には『日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願』の掲載があります。これは、政府に提出された当該意見書の基となった請願書です。

島根県議会としてはこの請願書を採択され、これを基にして当該意見書を政府に提出されています。

当該意見書の基となるこの請願書には「性奴隷」という言葉が二度も出てきます。それも二度目においては「性奴隷制」という強固な悪意を持った事実無根の言葉です。国連において使われ始めた言葉です。

まずこの言葉の意味について確認いたします。「性奴隷制」の「制」はこの場合「制度」を指すものです。

「制度」とは、つまり制定された規律でありシステムを指すことは明確です。

我が国は戦前・戦中・戦後において法治国家でありました。法治国家であるということとは官僚国家であり、書類国家であるということです。軍による直接の慰安婦徴用の命令があれば、当然ながら命令書が発行されていたはずで、命令が末端へ到達する過程で膨大な書類が作成されているはずなのです。

しかし、そのような命令書は一通も発見されていません。慰安婦問題において、物的証拠がないとされるのはこの点によるものです。軍関係の指示書・命令書ともなれば数千枚、数万枚になっているはずで、

戦争関係だけで数万点以上の資料が国会図書館に残っていることを見れば「そういった書類が全部焼却された」という主張も全く意味がありません。性奴隷の制度などということはありません。

石原信雄元官房長官の回顧録にもあります。

「各地方公共団体の公文書館、さらにアメリカにも出かけて、ワシントン DC の国立公文書館でも調査をし、沖縄でも公文書を調べました。GHQ は日本を占領下に置いた際、様々な資料を押収していたため、そこに慰安婦に関する資料が含まれていました。それは慰安所の運営に日本政府が関わっていたことを裏付ける通達でしたが、日本の軍や政府が女性たちを強制的に集めたことを示す文書は出てきませんでした。強制性は裏付けられなかったのです」

それにもかかわらず「性奴隷」と「性奴隷制」という言葉を提示して、明確に河野談話に関連付けています。

この文意文脈は明らかにアメリカ下院決議を認め「性奴隷」と「性奴隷制」によって我が国を糾弾しています。

「そういった事実客観的に触れているだけ」という答弁は詭弁であり、不誠実そのものです。

私たちは平成 26 年から何度も当該意見書の撤回の請願書を提出していますが、本会議や総務委員会の討論においてこの核心に触れる反論は今回が初めてです。前述しましたが、当該意見書の不当性は突き詰めればこの一点なのです。

それが今になって、まるで思い付きのような形で出てくるということは、深く検証しておられなかったことの証左であり、議論に耐えうる論拠は無い、ということではないでしょうか。

それは兵庫県宝塚市議会の可決から撤回に至る経緯を見てもよく分かります。

2008年3月26日付で政府に提出していた意見書を、2014年10月8日に撤回する決議案を可決されました。その意見書はこういった文言で始まるのです。

「2007年7月30日、アメリカ下院決議は全会一致で『日本軍が女性を強制的に性奴隷にした』ことを『公式に認め』『謝罪する』よう日本政府に求める決議を採択しました」

宝塚市議の伊藤氏はこう振り返っておられます。

「朝日新聞を読んだ人は『性奴隷』があったと信じ込んでしまった。日本軍が悪いことをしたという社会的ムードを作った責任は大きい。我々は朝日新聞に振り回されたのだ」

宝塚市議の方々は朝日新聞の誤報を受け、アメリカ下院決議の内容を認めるような、そのように受け止められるような意見書は撤回しなければならないと、判断されたのでしょうか。

「当該意見書はアメリカ下院決議を認めたものではない」という論点は、本請願書の採択に反対されている委員から出されたご主張です。今回はこの一点について真摯に議論に応じていただきますようお願い申し上げます。

それでも、「アメリカ下院決議」も「性奴隷」も「そういった事実に触れているだけ」と言われるのであれば、

『「河野談話」を堅持し、誠実に遂行』することで政府に向けての具体的な要望は何なのでしょうか。

「河野談話」を根拠にした要望に対し、我が国政府も様々な対応策を講じてきています。そういった状況を踏まえて、当該意見書の要望を明確にさせていただかなければ、当該意見書は空文であると言わざるを得ません。

当該意見書の速やかな撤回をお願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 添付資料1

請願審査結果表(第441回島根県議会)

受理番号 22

日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願

#### 第1【請願趣旨】

日本軍「慰安婦」問題は、女性の人権、人間の尊厳を回復する課題であり、その解決は、被害女性たちの高齢化が進むなか、待ったなしです。

政府は1993年「河野談話」によって「慰安婦」への政府の関与と強制連行を認めて韓国に謝罪し、歴史研究、歴史教育によってこの事実を次世代に引き継ぐと表明しました。しかし、2007年7月にアメリカ下院議会が「旧日本軍が女性を強制的に性奴隷にした」ことを「公式に認め」、「謝罪」を求める決議を全会一致で採択したのをはじめ、オランダ、カナダ、

フィリピン、韓国、EUなどにおいても同様の決議が採択されています。また日本政府は、今年5月31日に国連の人権条約に基づく拷問禁止委員会より、「公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」を求める勧告を受けるなど、国連自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、ILO専門家委員会などの国連機関から、繰り返し「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けてきました。

いまや国際社会において、日本軍「慰安婦」問題が性奴隷制の問題であり、女性の人権侵害であることは共通の認識となっています。日本政府がこの問題に誠実に対応し、一日も早い解決をおこなうことこそが、国際社会に対しての誠意ある対応だと信じます。私たちは政府が「河野談話」に基づき、速やかに被害女性たちへの真摯なる姿勢を示すことこそ急務だと思います。そこで以下のことを求めます。

## 第2【請願項目】

1. 「河野談話」を堅持し、誠実に遂行することで、被害女性の名誉と尊厳の回復をおこなうことを求める意見書を国にあげてください。

提出者

新日本婦人の会島根県本部 会長

島根県母親大会連絡会 事務局長

審査結果 採 択

添付資料2（昨年6月議会提出の文面から抜粋）

当該意見書に出てくる「性奴隷」という造語は日本人がつくった

慰安婦問題を国連に持ち込んだのは日本人弁護士の戸塚悦郎氏だった。戸塚氏こそが「慰安婦＝性奴隷」の発案者だった。戸塚氏はミニコミ誌『戦争と性』（第25号2006年5月）の中で以下のように書いている。

「筆者〈戸塚氏自身〉は1992年2月国連人権委員会で、朝鮮・韓国人の戦時強制連行問題と従軍慰安婦問題を初めて提起し日本政府に責任を取るよう求め、国連の対応をも要請した。日本の国会審議での日本政府の無責任な発言、韓国で金学順さんら被害者が名乗り出て「人道に対する罪」を告発する訴訟を起こしたこと、吉見義明氏による公文書発見で軍の関与が証明されたこと、日本首相による謝罪があったことからとった行動だった。

当時、韓国の教会女性連合会など諸団体は、この問題を「日本は多くの若い朝鮮女性を騙し強制して、兵士たちの性欲処理の道具にするという非人間的な行いをして罪を作りました」と規定していた。しかしそれまで「従軍慰安婦」問題に関する国際法上の検討がなされていなかったため、これをどのように評価するか、新たに検討せざるを得なかった。結局、筆者は日本帝国軍の「性奴隷」(sex slave)と規定した。多分に直感的な評価だったが、被害者の告発が筆者の問題意識にもパラダイムの転換を起こしていたのかもしれない」  
いくつもの事実誤認や自己解釈に基づく無責任な回顧談である。

### 添付資料 3

多谷千賀子著「民族浄化」を裁く ―旧ユーゴ戦犯法廷の現場から― 2005年10月20日  
第一刷発行

(はしがき) より抜粋

「民族浄化」とは、複数の民族集団が混在する地域において、ある特定の民族集団が他の民族集団を強制的に追放したり殺害することで、その地域を民族的に「純化」することを意味する。この言葉はユーゴ紛争の最中に政治的な宣伝活動の中で使われ始めたが、ICTYの法廷でもそうした犯罪行為を描写する際に頻繁に用いられているので、本書でも使用することにしたい。

(終章、平和は訪れるか) より抜粋

ユーゴ崩壊の過程で起こった「民族浄化」は、第二次世界大戦中のウスターシャとチェトニックの血を血で洗う残虐行為と比較されることが多いが、それよりもずっと根深いものであろう。つまり「民族浄化」は、ナチスのような外的要因によるものではなく、内的要因によるものであり、第二次世界大戦中の残虐行為は数年で終わったのに対して、足掛け十余年の長期に及んだ。そのうえ第二次世界大戦後は、民族の違いを超えたパルチザンが勝利し、パルチザンを率いたチトーがユーゴを建国して民族憎悪を封印したのに対し、ボスニアなどでは、現在もなお、「民族浄化」の元凶ともいえるべき過激な民族主義者が、依然として政権の座に居座り続けている。

また、近親が他民族に虐殺され、自らも拷問や迫害を受けた経験は忘れようとしても深く心に刻まれているに違いない。「かりに自分の子どもが殺されても、セルビア人勢力を痛めつけてくれる NATO の爆撃を歓迎した」というある証人の言葉に表われた深い怨念は、ボスニアのモスリム人やコソヴォのアルバニア人の心情を吐露したものであろう。

(あとがき) より抜粋

幸いにして、日本自体はこのような民族紛争に巻き込まれずに済みそうである。しかし、国際社会の名誉ある一員として、対岸の火事として知らぬ顔を決め込むわけにはいかない。その意味では、将来起こりうる民族紛争を予防し、起こってしまった民族紛争にどう取り組むかは、日本の一般市民が引き受けるべき課題なのである。

先に述べたように民族紛争の構図が似ているとすれば、一つの事例を徹底して知ることが、他の多くの事例の的確な理解をもたらすし、また、実効性のある紛争予防外交を支援することにつながるだろうと思われる。

ICTY、旧ユーゴ国際刑事裁判所(International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia)

多谷千賀子氏

1946年生まれ、1969年東京大学教養学部国際関係論卒業

東京地検検事、法務省刑事局付検事、外務省国連局付検事、総務庁参事官、最高検察庁検事などを経て

2005年3月に退官。2001年9月～2004年9月に旧ユーゴ戦犯法廷判事を務める。

(注) 多谷氏の著書では触れられてはいませんが、コソボではユーゴ軍撤退の後、拉致、誘拐や殺害などのテロ行為により、多くの善良なセルビア人が故郷を追われ難民化してしまった事実も見落としてはなりません。

#### 添付資料 4

##### 民族浄化 (Wikipedia)

広義の民族浄化(みんぞくじょうか、クロアチア語・ボスニア語・セルビア語: етничко чишћење / etničko čišćenje、英語: ethnic cleansing) とは、おもに戦争における戦略として、虐殺、強姦、強制移住などの手段で特定の民族を殲滅させることを言う。狭義としての民族浄化とは、ユーゴスラビア (5つの民族、4つの言語、3つの宗教を持つ) のような多民族国家 [1]において、ユーゴ内のある民族集団を強制的にその地域から殺害などにより除去しようとしたとする言葉。欧米諸国が1990年代前半にユーゴスラビア紛争が勃発した際に、武力介入することを正当化させ、世界世論を支持に誘導するために敵対したセルビア民族のみを悪だとする目的として造語されて対外発信に利用されたプロパガンダ用語である。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/民族浄化>